本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人海谷利宏、同河野克己、同渡辺徳広の上告理由について。

- 原判決が本件の具体的な事実関係のもとにおいて上告人らの求める本件の訂正が許されないとした 理由は、次のとおりである。
- 本件明細書の特許請求の範囲の項に記載された第一工程中の餅生地の冷蔵温度は、本件特許発明
- 「本件別価値の付計調子の制度の場合には報告する。 1年での別上でのは、1年に対している。 1年に欠くことができない事項の一である。 2 特許請求の範囲の項その他に記載された右の冷蔵温度「3乃至5°F」をC(摂氏温度)に換算すると、ほぼマイナス一六・一度乃至マイナスー五・一度Cに相当し、「3乃至5°C」とのあいだに著しい差が存するのであつて、この温度差はその後の工程を経た焼成品に著しい差異を及ぼすものである。 1年の第一年日よりは 2 公共日本は 3 公共日本は 3
- 3 右の第一工程における冷蔵温度は、本件明細書の全文(すなわち、発明の詳細なる説明、特許請求の範囲の各項)を通じて、一貫して「3乃至5°F」と記載されている。
- 4 上告人らの指摘にかかる個所その他明細書の全文等を参酌しても、本件特許発明の目的およびこれを 達成するにつき上告人ら所望の温度を必要とする理由ないし理論を窺知しうるにとどまり、これによつて、明

達成するにつき上古人ら所望の温度を必要とする理田はいて理論を規和じてるにととまり、これによって、明細書訂正の前後を通じ、当業者が容易に前記温度上の差異を無視しうるものとは、とうてい解し難い。

二 原判決が本件において誤記の訂正が許されないとした理由は、右のとおりであるが、原判決は、右の説示に先だつて、特許法(以下単に法という)一二六条二項の趣旨につき一般的に言及するところがあり、論旨は、主として、右の一般的説示についての論難であるので、まずこの点について検討することとする。論旨は、原判決が、法七○条および一二八条を論拠として、法一二六条二項は、誤記の訂正についても一定の制限を設けて、表示では頼する第三者の立場を保護する趣旨のものであり、したがつて、明細書の特許請求の範囲の項に記載された当気発明の構成に欠くことは、表記でもませ、特別条明の第四はその特許明 性質等を拡張または変更するような訂正は許されないとした判示を非難し、特許発明の範囲はその特許明 細書によってこれを定めるべく、特許明細書を解釈判断するにあたっては、その記載した特許請求の範囲等 両書によってこれを定めるべく、特計明細書を解析刊断するにあたっては、その記載した特計請求の範囲での字句に拘泥することなく、発明の性質および目的または発明の詳細な説明等と相待つて新規な考案の旨意を明らかにし、もつて特許権の範囲を定めるべきものである(大判大正一一年一二月四日民集一巻六九七頁等参照)にもかかわらず、原判決が、本件明細書の全文を通じて実質的に解釈することなく、単に「3乃至5°F」を「3乃至5°C」と訂正することは、特許請求の範囲に記載された本件特許発明の構成に欠くことができない事項の一の変更であるから許されないと形式もに判断したのは違法である。と主張である。

はすべて理由かない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷 裁判長裁判官

裁判官 大 隅 健 一 郎 裁判官 藤 林 益 三 裁判官 下 田 武 三 裁判官岩田誠は退官につき署名捺印することができない。 裁判長裁判官 岸 盛 一